

[様式6]

機密保持誓約書

2023年 月 日

一般財団法人 海外産業人材育成協会理事長
栗 山 信 也 殿

住所・所在地
商号又は名称
代表者名

印

一般財団法人 海外産業人材育成協会（以下「甲」という。）が行う「一般財団法人海外産業人材育成協会事務環境用 Wi-Fi 機器の導入に伴う費用の賃貸借(リース)契約にかかる一般競争入札」に関する機密保持について、_____

（以下「乙」という。）は、以下のとおり誓約します。

（目的）

第1条 乙は、「事務環境用 Wi-Fi 機器の導入に伴う費用の賃貸借(リース)契約」に関する提案（以下「本目的」という。）の履行に当たり、甲から開示された機密情報を機密として保持するために機密保持誓約書を提出する。

（機密情報）

第2条 本目的の履行における機密情報は、甲が本目的の履行のために必要があると認めて、機密表示をし、開示する全ての情報及び乙が本目的の履行上知り得た甲の一切の情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- (1) 開示の時点ですでに公知のもの又は乙の責めによらず公知となった情報
- (2) 乙が事前に甲の承諾を得て公開した情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく乙が正当に入手した情報
- (4) 開示の時点ですでに乙が保有している情報

(5) 開示及び本業務上知り得た全ての機密情報によらないで、乙が独自に創作した情報

2 前項の機密情報には、機密情報を含む可能性のある全ての有形資料及び電子情報のうち、次の各号に該当するものを含むものとする。

(1) 甲が提供した一切の資料

(2) 前号の複製・要約・その他二次的資料

(3) 電子メール、FAX、郵便物などの資料

(4) 明確に「機密」である旨を表記したうえで口頭により乙へ開示された情報のうち、当該開示後 14 日以内にその内容が書面により乙へ通知されたもの

3 甲が、乙に対して開示した次の情報については、前項の除外規定を適用せず、常に機密情報に該当するものとして取り扱うものとする。

(1) 甲のデータベース上に格納されている氏名、住所、電話番号、年齢等に関する情報

(2) 上記情報の印刷物

(機密保持)

第 3 条 乙は、甲から開示された機密情報について、適正に保管管理し、その機密を保持しなければならない。

2 乙は、本目的の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、甲から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。

3 乙は、甲から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

4 乙は、甲から開示された機密情報の複製が必要なときは、事前に甲の承諾を受けるものとする。

(目的外使用の禁止)

第 4 条 乙は、本目的の履行に伴って知り得た内容を他の用途に使用してはならない。

(第三者への開示)

第 5 条 乙は、本目的の履行のために知る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に甲の承諾を得て、第三者に開示することができるものとする。

2 乙は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同等の機密保持誓約書の提出を義務付けなければならない。

(機密情報の帰属等)

第 6 条 乙は、機密情報については、乙がその機密情報の形成、作出に携わった場合であっても、甲の業務上作成したものであることを確認し、当該機密情報の帰属は甲にあることを確認する。

2 前項の場合、当該機密情報について乙に帰属する一切の権利を甲に譲渡し、その権利が乙に帰属する旨の主張をしてはならない。

(乙の責任)

第 7 条 乙は、本目的を履行する上で、全ての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害してはならない。

2 前項の場合、第三者より甲に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、乙の自己の責任及び費用でこれを解決するものとする。

3 前条で乙が機密情報を開示した第三者が本誓約に違反した場合には、乙は、当該第三者と連帯して、甲に対して責任を負うものとする。

(返還・破棄義務)

第8条 乙は、甲より請求された場合又は本目的の履行が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに甲に返却し、又は甲の指示に従い、破棄するものとする。

(関係者への遵守徹底)

第9条 乙は、本目的の履行のために機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び第5条で乙が機密情報を開示した第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

(期間)

第10条 本誓約書に定める機密保持の期間は無期限とする。

(損害賠償)

第11条 乙又は第5条で乙が機密情報を開示した第三者が、前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

(協議解決)

第12条 本誓約に定めない事項に関して解釈に疑義を生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上